令和元年6月鳥取県定例教育委員会議

開催日時 令和元年6月25日(火) 午前10時~午後0時

1 開会

○山本教育長

ご起立ください。ただいまから令和元年6月定例教育委員会を開会いたします。

2 日程説明

○山本教育長

それでは、教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

○片山教育総務課長

本日は、議案が2件、報告事項9件の合計11件です。ご審議をよろしくお願いします。

3 一般報告

○山本教育長

それでは、一般報告をいたします。今年は梅雨入りが随分遅いということで、そうした年は大雨になる懸念があるという天気予報も出されておりますが、そんな中、例年よりも暑い中で、高校総体、総文祭が開催されました。県予選で、各会場を回りましたが、随分工夫がなされていて、サッカーでいえば、ハーフの途中に給水タイムということで、強制的にタイムを取らせて給水したり、あるいはハンドボールなどは、そのチームにとっては一日一試合しかしないというような工夫を凝らしながら、熱中症対策をしておられました。今、中国大会等も開催されておりますが、そうしたことを6月6日に、熱中症防止対策会議ということで、学校現場、教育委員会、市町村の教育委員会等が集まって会議を行ったところです。雨等の時は、運動会を中止にするにするというのはよくあることなんですけども、暑くて熱中症の可能性があるような日に、思いきって運動会を中止にするということも考えているんだという教育長方もおられ、熱中症に対する意識も随分変ってきたかなと思っておりますが、引き続きこうした熱中症対策に気を引き締めて取り組んでいきたいと思っております。

6月7日からは、選挙後初めての定例県議会ということで、この度は肉付け予算を出させていただいておりまして、美術館の債務負担行為149億を始め、ふるさとキャリア教育の取組、高校の魅力化、あるいは高校と大学の接続の関係で、英語を強化しようというところを出させていただいておりますが、こうしたことをアクションプランというかたちで、当初予算とまとめて関係者に通知させていただこうと考えております。今回は35名の議員方のうち32名が質問に立たれ、教育の関係は13名ということでございました。

登下校の子どもたちの安全確保の問題や、ふるさとキャリア教育、あるいは今後の高等学校の在り方の検討をどう進めていくかということ、美術館整備、そしてまた、働き方改革と部活動の振興の両立をどう図っていくのか、等々についてご質問があったところです。

今日は、嬉しいニュースが一つ入ってきまして、新聞にも出ていましたが、鳥取西高が「観光甲子園の海外部門」というところで、全国5校のうちの一校に残っているということで、こうしたところがグローバルスーパーハイスクールの成果の一つとして出てきているのかなと思ったところです。私からは、以上です。

4 議事

○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、若原委員と佐藤委員にお願いしま す。まず、森田次長から、議案の概要説明をお願いします。

○森田次長

議案第1号「鳥取県教育審議会委員及び鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について」は、団体の役員改選等に伴う委員の辞任があったことに伴い、新たに委員の任命を行うものです。

議案第2号「公立学校教職員の懲戒処分について」は、公立学校教職員に非違行為があったため、その対応を諮るものです。よろしくお願いします。

(1) 議案

○山本教育長

では、議案第1号、第2号について、これは人事に関する案件ですので、非公開で行う こととしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。 (同意の声) それでは、非公開 で行うこととします。

【議案第1号】鳥取県教育審議会委員及び鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の 任命について(非公開)

【議案第2号】公立学校教職員の懲戒処分について(非公開)

(2) 報告事項

○山本教育長

続いて報告事項に移ります。始めに事務局から順次、説明し、その後、各委員からの質 疑をお願いしたいと思いますので、まず、報告事項ア〜エについて、説明してください。

【報告事項ア】令和元年度「アクションプラン」について

○小谷教育総務課参事

今年度、教育振興基本計画を改訂して、教育振興計画を元に今年度のアクションプランを定めたものです。内容については、重点項目として、大綱と合わせたようなかたちの内容と、あと主要懸案や、色々と懸案的にあがっている項目を重点項目として、それぞれ大綱の柱と22の施策に基づいて定めています。それぞれの項目に重点施策としまして、項目を絞って計画の中から重点と思われるものを記載しております。それぞれの柱に基づいて作っていますが、主なものを教育の重点施策として記載した上で、指標として、大項の主要になっているものや、計画に数値目標として上がっているものについて資料に示しています。それに伴う関連事業というもので、今年度実施する内容を記載しているところです。こういうアクションプランというかたちで、これまでのアクションプランとは違ったかたちになっています。詳細はご覧いただくこととして省かせていただきますが、このアクションプランの取組自体、関連事業については今年度の6月補正で議会のほうに諮っているところでして、最終としては議会の議決を経て成立するものですので、このアクションプランそのものが効力を発するのは、6月28日の議決終了後となります。以上です。

【報告事項イ】高等教育の修学支援新制度について

○土山人権教育課参事

先般、「大学等における修学の支援に関する法律」が交付されまして、低所得者世帯に対して大学等における修学について、経済的な負担を軽減することとされているものです。 2番に制度のポイントを書いております。大きく二つあります。まず一つ目ですが、授業料と入学金の減免制度が新たに創設されたこと。二つ目が独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金、これの支給が拡充されたということです。

また、支給対象を掲載しておりますが、住民税の非課税世帯に加えて、それに準ずる世帯も対象になりますということです。

3番に制度の概要を付けております。左側の上が授業料の減免、その下が給付型の奨学金、右側が世帯の所得に関するものですが、まず左上の授業料の減免のところをご覧いただきまして、これは一例です。住民税の非課税世帯についての上限額を見ていただき、たとえば国公立大学であれば入学金が約28万円、授業料が約54万円が上限になりますが減免になります。それからその下、給付型の奨学金の表ですが、これも住民税の非課税世帯の年額になります。たとえば、国公立の大学であれば、自宅通であれば約35万円、自宅外生であれば約80万円、私立の大学であれば自宅外で約91万円という額が奨学金として給付されるものです。それから右上の表が世帯収入の様子でありまして、一つの目安として非課税世帯ということで、これは4人家族を想定しておりますが、約270万円の収入の世帯に給付金、それから授業料は満額になります。それから、約300万円のところで三分の二、380万円で三分の一で、それぞれ給付されるものです。

2ページ目ですが、これは支給要件等を掲載しております。学力の基準が一つの観点でありますが、それ未満であっても学習意欲が認められれば対象となるということです。それから、推薦についてということで書かせていただいておりますが、これは給付型の奨学

金になりますが、従来学校ごとに推薦枠がありましたが、これが廃止になりました。それから一番下の申し込み方法について、これは、これまで高校時、いわゆる予約作業といっていますが、これのみでありましたが、この制度につきましては進学後大学に入ってからも申請が可能となったというところです。

これらにつきまして、新たな制度ということですので、保護者あるいは生徒に対して十分に周知を図ることとしております。また、低所得者世帯ということで福祉部局とも連携して、情報の周知にとりかかろうとしているものです。

最後に今後のスケジュールですが、6月17日から、このスケジュールにつきましては、 給付型の奨学金になりますが、インターネットによる申し込みが始まっております。学校 からの推薦期限は8月9日、その結果は12月頃に学校に機構から通知されるという予定 です。

【報告事項ウ】鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(美術館整備運営事業)の概要について

○田中理事監兼博物館長

美術館の整備の関係で、今プロポーザルの審査会を開催しています。その概要についてご報告申し上げます。現在さきほど教育長の一般報告にもございましたが、美術館の関係は、今議会にPFI事業で行う部分についての149億1千万ほどの債務負担行為の設定の予算と、それから美術館の設置に関する条例案を提案して、今議会に諮っているところです。その中でPFI事業者を今年度中に選考して決定するという手続きの中で、この審査会を開催しているものです。1ページ目の上、先般6月6日に開催しました。ご覧のような委員の方々、ほぼ全員に出席いただきました。

主な協議事項としては、4の(1)、(2)ですが、まず報告事項として、実施する場合の実施方針の公表内容、それからその内容について民間事業者等から、600近い意見・質問があったんですが、その概要についてご報告を申し上げたところです。その簡単なものは後ろの資料に付けておりますので、また後ほどご覧いただけたらと思いますし、それから協議事項の2としまして、これが審査会の本来の役割ですが、事業者・落札者の決定基準、どのように評価をしてどのように選定するか、それについての案について、2回目に引き続きご議論いただきました。そこの中で特に、表のような評価項目というかたちで、千点満点で、どういう項目をもって評価する、どういう視点をもって評価するということを、この表には簡単に書いておりますし、後に付けている資料2で、もう少し詳しく、手続きや評価のポイント、配点等について、委員にお示ししたところです。

それに対して、2ページ目の表の下ですが、委員の主な意見で、この評価項目と配点に影響を与えるものとして、何点かご意見いただいているものとしては、一番上のPFI事業者が努力や工夫をすることによって、余剰金利益を得ることにもなるわけですが、それをまた事業者がどう活用していくのかということについても、やはり評価項目として評価していくべきではないかといったご意見。それから、PFIでは設計業務が維持管理や運営にも大きく影響するので、当該業務への配点をもっと高くしたほうがよいということで、

今この設計業務については、千点満点中140点という配点をしているのですが、それを もっと上げるべきだといったご意見もございまして、委員相互でも「なるほど」というよ うなこともありました。そういうことを含めて今見直しをして委員に諮っているところで す。

その他、ご覧のようなかたちで、PFIで審査するに当たって、より審査員の方々が丁寧に審査ができるように、色々な工夫をしてほしいというご意見がありました。

これらを踏まえて、今後の対応ですが、必要な修正を行って、落札者の決定基準を決定します。その上で、7月中を目途に、PFI事業者募集の入札公告を行って、入札参加を表明した者との重点対応に着手して、今年度内に事業者選定の手続きを行うかたちで進めてまいりたいと思っております。

参考に、今後のスケジュールということで、これまで何度かお話していますが、そういったことを進めて、令和6年度中の開館を目指すところです。

【報告事項工】登下校時の子どもの安全確保について

○住友体育保健課長

5月28日に川崎で発生した登校中の小学生らが殺傷された事件等を受けまして、子どもたちの安全確保に向けた対応を進めているところです。

まず、事件当日ですけども、県立学校と市町村教育委員会に対して、昨年6月に関係閣僚会議で作成した「登下校防犯プラン」の再確認と、児童生徒の安全確保の徹底を依頼したところです。その防犯プランの概要を1から4に示しております。

二番のところで、この事件を受けて、各市町村が行った対応を一例挙げておりますが、 米子市では、小中学校の下校時間を警察に情報提供して、パトロールの強化を依頼したり、 少年指導員全員に朝晩の見守り強化を依頼。また、南部町ではバス通学の児童の待機場所 を公共施設内に変更したり、智頭町では、子どもたちに「子ども110番の家」について 再度周知し、北栄町では見守りボランティアの人数を増やすなどの取組が行われています。

三番では、知事及び担当部局長での緊急対策会議を5月30日に開催して、対応方針と協力・連携について確認し、翌5月31日に担当者で今後の取組の方向性等の意見交換を行ったところです。見守り体制の強化としては、県警と連携しながら、地域ボランティア等の登下校の見守りの強化を図るとか、「子ども110番の家」の再点検、また各学校がつくっている通学路の安全マップの中にスクールバスの乗降時間等も盛り込んだりして、これを見守りボランティアの方にも提供するようにしたり、不審者情報の迅速な共有の適切な対応、教職員・児童生徒・地域住民への研修等ということで、まず教職員に対しては、学校安全の緊急対策研修会を実施しました。従前ですと学校の関係者ですが、今年度は幼稚園・保育所の職員も対象として開催したところです。あと、児童生徒については、不審者対応の防犯教室の実施率百パーセントを目指すとか、防犯用語の「いかのおすし」、これは子どもへかなり浸透していると聞いておりますけども、「行かない、乗らない、大声を出す、すぐに逃げる、知らせる」これを再度、周知徹底。また地域住民の方に対しては、

学校支援ボランティア研修会に、通学路の安全対策の内容を盛り込んだり、市町村教育委員会にPTA保護者会等で、見守りの協力及び注意喚起を行う。

次に先程申しあげましたが、緊急研修会開催しました。講師として、立正大学の犯罪学の専門家である小宮先生をお招きしたり、倉吉警察署の生活安全の担当者に来ていただいて、安全確保の実演を、さすまたを使ったり椅子を使ったりして実演を行いました。参加者は197名でした。

今後の取組について、今週、明後日にでも県警と連携して取組むことのできる安全確保の具体策について県警と協議することとしておりますし、また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の安全管理研修会だとか、学校支援ボランティア研修会で、安全方針に係る内容を盛り込むこととしておりますし、今後、市町村教育委員会の訪問、校長会を通して防犯教室の充実や子どもの見守り体制等を図ることとしております。

○山本教育長

それでは、ただいまの説明について、委員方からご質問等があればお願いします。

○佐藤委員

報告事項イの高等教育の修学支援新制度について、支援対象や修業支援を受ける決定までの流れについては、十分把握いたしました。その中で、大学に入学した後の学習状況に厳しい条件を設定というところがありますが、もしこの要件にはまらなくなった場合には、その支援を打ち切られるということになりますでしょうか。

○土山人権教育課参事

給付型の奨学金ということで、返さなくてもいいということになりますので、ある程度 の条件が付いていることになります。実際に大学に入ってから、例えば成績が悪かったり、 出席率が足りなかったという場合には、支給停止ということもあり得るということです。 しっかりと大学で学んでくださいということです。

○佐藤委員

意図としては十分把握できますが、ただ、子どもの貧困等色々なことを考えたときに、 ある程度のフォローをしていかないと、子どもたちが十分に学習できないという背景があ るかなと思ったものです。この辺りのところを、支給なので頑張ってねということだとは 思うのですが、実際に成績が下がってしまった場合に、どうなってしまうのかちょっと不 安があるかなと思ったものですからお聞きしました。

○土山人権教育課参事

その辺りは大学でも、いきなり支給停止ということではなく、学生をフォローしながら 取組まれると思います。

○若原委員

同じくイですけども、「大学等における就学の支援に関する法律」についてです。中身を詳しくは知らないのですけど、この修学支援の内容の授業料・入学金の減免制度の創設というのは、これは各大学が決めることですよね。

○土山人権教育課参事

これまでは各大学でも減免等はやっていらっしゃると思うんですけども、それが法律に 基づいて改めてこういった減免制度が。

○若原委員

各大学で制度を整えなさいということですね。

○足羽教育次長

すべてにかかる。すべての大学で、この法律に基づいて出来ますと。大学がつくるかつ くらないかという判断ではなくて、ということですね。

○若原委員

この減免制度をつくるということを、各大学は手続きを経て大学が決定しないといけないですからね。それから、二つ目の「給付型奨学金の拡充」について、これは日本学生支援機構が行うことですよね。そうすると、県教育委員会としては、することというのはこういった新しい制度を保護者等に、周知するということですか。

○土山人権教育課参事

そうですね。新しい制度ですので、十分に知らなかったということがないように、保護者でありますとか、生徒の皆さんには十分周知するということです。それについては、機構がリーフレットを作っておりますので、先般も担当者説明会をしましたし、各学校の校長会でも説明したいということで、先週通知を出しているところです。

○鱸委員

受験する生徒には、この大学にはこういう制度がありますという、そういうようなことになるんですかね。たとえば「ここに行きたいけど、お金がない。でも、ここの大学は支援制度があるから」と。私立などはどうなのでしょうか。

○土山人権教育課参事

この制度でどこが対象になるかということですが、一定程度の条件があるようでして、その条件に適合しているかどうかというのは、9月ぐらいに公表されると聞いております。

○鱸委員

そうですか。まだ決まっていないですか。こういう制度が適用される大学かどうかとい うことは。

○中島委員

知事のマニフェストで、前は少なくとも大学進学率を上げる、50%を超えさせるといったようなものがあったではないですか。それは入っていますか。

○山本教育長

入っていません。

○中島委員

別に行かなければいけないとは思わないですが、鳥取県の、一般的に言って必ずしも所得水準が高くないという状況の中で、経済的な理由で大学進学等を諦めている人がどのくらいいるかという統計はあるのでしょうか。ないようでしたら調べてみるのもいいんじゃないかな。調べ方が難しいかもしれないですけど、調べてみるのもいいかなと思うんですけどね。

○足羽教育次長

現時点では、調べたものはないですね。

○若原委員

鳥取県の大学進学率は非常に低いんですけど、その理由の大きな要因としては、経済的 理由ではないかという推測はあります。ただ、実際、調査がなされたかどうかまでは。

○足羽教育次長

所得の状況があり、更に本人が行く意思があるかないか、または保護者の思いということがあります。

○中島委員

そうです。つまり行きたいと思って、経済的理由で行けない方というのが、どのぐらいいるかということが。

○足羽教育次長

皆無ではない。そういう理由というのが。

○中島委員

それが調べられれば。今するのだったら給付型にしていかないと。返すというのは、要は昔の経済成長のモデルの中で、経済の規模が大きくなっていくから、将来返すのは簡単だよねということで始まった制度設計だと思うんですよね。だから、本当に経済的な理由でという方が、一定数いるならば、本質的にはもし国の制度等で、十分にカバーできないということがあるのならば、県独自の制度も考えていくとかいうようなことまで視野に入

れていかなきゃいけないのではないかなと思うんですよね。そのための基礎的なデータとしては、そういうことがもし調べられるのであれば、一番いいんじゃないかと思うんですけど、ちょっとご検討いただけませんか。

○土山人権教育課参事

はい、検討してみます。

○佐伯委員

一番気になるのは、こういった情報がきちんと必要な方に届くかどうかというところがあると思っています。それでよく、福祉に関係するところで働いていると、福祉という名前が付いているからということで相談に来られても、ここに相談に来られても合っていないという感じで。行政に行けば各部署で業務が違うし、学校で聞いていただくのがいいんですよという話はするのですけど、学校の説明がどういう感じになっているのでしょうか。保護者の方も、たくさん資料をもらっても、きちんと読み解いて、こういう制度ができたから、自分はこういう収入だからといって、ずっと考えていくことはとても難しい。そのために、側にサポートしてくださる方がいらっしゃれば出来るんですけども、そういう方に巡り会わない方もあったりして、今色々な家庭状況の厳しい方の中には、そういうことの理解が難しいと感じておられる方も結構いらっしゃるのではと思います。

周知面での方法を考えていただいて、個々の学校の担当の方に最後は行きつくのだろうと思いますが、そういう全体で説明をして子どもたちに理解をさせるということと、本当に必要な子どもさんに対しては、個別で話をしていくとい二段構えのようなことをしないと、個人的には無理かなと考えます。

○土山人権教育課参事

確かに、いかにこの制度を周知していくかということで、知らないということにならないようにするのが大切だと思っております。説明については改めて校長会にも、しっかり周知してください、校内の体制も十分に整えてくださるようご配慮いただきたいということをお願いしています。それから、生活困窮者、低所得世帯については、学校だけでなく、福祉部門とも連携して、その会議は来月上旬に東部・中部・西部でそれぞれありまして、その場面でもこの新制度等を紹介して、ケースワーカー等がご家庭を訪問されるときに、この制度を紹介していただけるようにお願いしようと考えております。

○中島委員

これは、県がお金を出す話ではないんですよね。制度の話ですよね。

○若原委員

県独自の給付型奨学金制度というのは、あることはあるのですか。

○土山人権教育課参事

今は給付型ではなくて一種の貸与型です。

○山本教育長

給付型の中に、県外から県内に帰ってきて就職したら、助成しますという制度は別途設けられております。

○若原委員

授業料や入学金の減免制度は、ほとんどの大学はもうやっていたと思うんですよね。も うちょっと、それをきちっと徹底してやろうということだと思うんですけど、この日本学 生支援機構はかつて給付型だったものを、むしろ貸与型を増やして給付型を減らしてきて いますのでね。給付型を増やせというのを改めて、大変結構なことではないかなと思うん ですよね。

○山本教育長

他はいかがですか。

○中島委員

アクションプランは評価の仕方を変えたというのが、この前に話があって、これについては大体例年どおりということでいいんですね。

○山本教育長

若干スタイルも変わっています。

○中島委員

どの辺が変っているのでしょうか。

○山本教育長

もっと、全事業が羅列的にがっと出ていたんですよ。

○小谷教育総務課参事

関連事業がずっと書いてあったんです。それで暫時、評価をしていたんですが、今回は トータル的に重点施策というところで取組を点検し、指標のところで評価します。そこに 関連するのが関連事業ということです。

○山本教育長

どちらかというと、より網羅的なものから重点的に評価をしていこうという。

○中島委員

それでなんとなくすっきり感があるんですね。

報告事項ウのことをいいですか。美術館の件ですが、1ページから2ページの千点満点での評価項目案というところでの配点についてです。色々なご議論があってのことだと思うんですけど、この価格審査300点というのは、この300点というのがどういうふうに配分されるのかということと、後は、価格ももちろん大事なんですけど、印象として、事業全般に関する事項が245点であるのに対して、価格審査が300点ということになると、事業全般に関する配慮よりも、価格のほうが大事なのかというメッセージになるかなということを思ったんですが、この辺りどうでしょうか。

○田中理事監兼博物館長

価格審査は、この審査会の委員によって審査をするもので、自動的に算定ルールを決め ていまして、それで自動的に出てくるというかたちで、資料2と右肩に書いてある「落札 者決定基準案」の5ページをご覧いただきたいと思います。そこに一番下に、「価格審査 の得点化方法」と書いていまして、例えば今回149億という入札予定価格を明示します、 それに対してどれだけの価格を入れてくるかということで評価点を入れるんですが、おそ らく低入札価格設定をしますので、ここの部分で実はそんなに大きな点差は出てこないと いうことが実態としてあります。ただやはり、こういう行政が物を調達するという中で、 より税金を効果的に活用するという意味で、価格という部分の配点をあまりに小さくする ということは無駄を省くということもありますし、全国のPFIの文教施設の趨勢として、 比較的うちはまだ価格の配点が少ないほうだと思います。多いところはどうかすると、半 分は価格点、要するに高いか安いかで決めてしまうに近いところがあったりもしますので、 そういう意味では割と頑張ったほうだと思います。あくまでも審査員に加点審査をしてい ただいて、よりいい物をよりこちらが望む物を、いかに積極的・能動的に提案してもらう かというところに重点を置こうということで、こういう700点、加点評価が700点、 価格審査が300点というかたちに振り分けたので、割合低い配分の例だと思っています ので、そういうことでご理解いただきたいかなと思います。それから、もう1件は何だっ たでしょうか。

○中島委員

245点と300点というところなんですが。

○田中理事監兼博物館長

そういうことです。

○中島委員

なるほど。

○山本教育長

事業全般という言い方があって、他で項目できないものが全部ここに来ている。

○田中理事監兼博物館長

事業全般という表現の中に、地元への地域経済、地域社会への貢献というかたちで、どれだけ県内企業が参画させているかや、県内企業の提案等をうまく取り入れて能動的な提案がなされるかみたいなところを全体千点の中の100点としておりまして、割と大きな配点ですけども、その辺り資料の8ページ、ちょっと他では入れ込みにくいことを事業全般というかたちで表現していますので、そのように理解いただければ。

○中島委員

分かりました。あと、こういったことに、そんなに加わったことはないですけど、行った経験でいうと、こういうふうに項目で点数を付けていくと、印象としては比較的穏当というか無難なものというか、そういうものに点数が一番上になるのが、なりがちなところがあるのかなと思っています。もちろんそれも大事な視点なんですけど、今回、鳥取県に美術館ができるということの中で、やはり大きな特徴・ある種のとんがり感というか、そういうものが出ているというのは、かなり重要な要件になるんだろうなと思います。

もちろんそういったことが、この千点満点の審査の中に入っているということはあると は思うのですけど、お聞きしたいのは、点数で順位が付きますよね。そうすると順位が付 いて、一位とか二位とか付いた時に、一位に自動的に決まるという形なのか。上位でもう 一回話し合うような決定の過程になるのか、その辺りのことはどうなんでしょう。

○田中理事監兼博物館長

これは、実はその議論、審査会の中でもありまして、まず、いかに積極的な提案をして もらうかという意味で、今申しました資料の2ページ「落札者の決定方法」の1、決定ま での審査手順の概要というかたちで、下に表で付けていますが、その二つ目の段落ですけ ども、「事業者の選定に対しては、事業者の広範囲且つ高度な能力」を期待するところで ある、従って県の想定を超えて、積極的な提案を行う者については、実現可能性もあるん ですけど、それを踏まえた上で、より前向きに評価していく。だからあまり恐れずにとん がったというか、我々が想定もしていないようなプラスの提案をどんどんしてくださいと。 それで事業費が膨らむようだと困るんですけども、あくまでも事業費の範囲内でというこ とをまず方針としてうたって、これは審査の基準のほうですし、入札公告の際の入札内容 の部分にも、この趣旨をもっと明確に盛り込むべきだということも、審査会の委員の中で、 言っていただいていることです。それから、手順の話ですけども、これは委員それぞれが 点数を入れて、それを単純に足して、一位、二位を決めるというやり方ではない方法を取 ろうとしていまして、あくまでも委員の中でひとまずは各人が評価しますが、それをまた 合議して、合議制で「どこが、いかに、どうよかったか」ということを、しっかり委員の 中でいい部分を評価して、その上で順位一位を決定しようという方向の話に今、収斂しよ うとしています。ですから、単純に数字だけの合算で一位を決める形ではなく、今言われ たように審査部会の委員の議論の中で一位を決める形でやるのがどうかといった議論がさ れています。

○中島委員

資料2の4ページを見ると、(6)のところは、「審査会は、加点審査点及び価格審査 点の合計点を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案を最優秀提案として選定す る。」と書いてあるのは、こうではないということですか。

○田中理事監兼博物館長

ここから読みとりにくいでしょうけれども、価格審査点と、加点審査点の総合評価というのが、審査会の中で合議で議論をした上で、総合評価点として最も高いものを定めるというかたちを取ろうとしていますので、表現的にもう少し工夫がいるのかもしれませんね。やり方としてはそういう形にしようと思っています。

○中島委員

委員の皆さんが付けた数字で、ばんと決まるという印象に、これだとなるかと思います。

○若原委員

同点になるとはあまり考えにくいんですけど、上位のこれぐらいの幅の中から、更に委 員会が審査するみたいな、そういうことになるわけでしょうね。

○田中理事監兼博物館長

合議をしますので、同点ということはないだろうなと思いますけども。

○山本教育長

6ページに、合意により採点するというニュアンスが出ているのは出ていますが。

○中島委員

ああ、なるほど。

○若原委員

審査員自身の採点基準がやはり人によって違うので、どうしても議論が必要なんですよね。機械的に出るものではないので。

○田中理事監兼博物館長

特にPFIですので、委員の中でも、ずいぶん広報とか情報発信の得意な委員の方であるとか、美術館の設計をしたことのある設計者の方もいらっしゃいますので、実際に建築家としての視点、それから実際PFIをたくさん扱ってきたことのある学識経験者の視点等で、それぞれ得意分野が評価のたくさんの項目の中にあって、それは他の専門分野の委員の意見も聞いてみないと、本当にこれが自分が正しい評価なんだろうかという確信が持てないところが正直あるという話もあったりしまして、そこは最終的に合議で、「ここの提案というのは、こういうことじゃないですか」というのを専門家の視点から言ってもら

いながら、最終的に各委員が評価点を決め、その上でまた合議もしてという形で、その辺りは丁寧にやるという意味での合議制を取ろうかなといったようなことにしております。

○中島委員

そうであれば、もう少しその旨を明記していただいたほうがいいかなと思いますが、どうでしょう。

○若原委員

難しいな。あまり曖昧な表現にするわけにも。

○中島委員

ただやはり、印象的には、上位三つぐらいの提案の中から、改めて皆さんで合議されて 決めるぐらいの感じのほうが、いいところになりやすいのかなという感じもするんですが。

○田中理事監兼博物館長

分かりました。ちょっとご意見を踏まえて。

○若原委員

さっき聞き漏らしたんですが、落札予定価格は、もちろん公表しないわけですね。

○田中理事監兼博物館長

はい。

○若原委員

だとしたら、だいたい予算規模というのは、公表されているんですか。

○田中理事監兼博物館長

先ほど述べました6月議会に、149億一千万を、議会に予算要求の提案をしていますので。それがあらゆるものの上限額だということを、もう事業者は分かっています。

○鱸委員

鳥取県の美術館は「こうありたい」というイメージが、審査員にどのくらい伝わっているかというのは非常に大きなことだと思うんですね。特に、子どもたちの教育に中島委員が、ブレインとしての意見が、いわゆる美術ラーニングセンターという目玉的なところが、提案書というのか、仕様書の審査員が点数を付ける、「こういう美術館でありたい」というところに、点数分配がなされるという形を、初めの点数の項目を評価する人に、提案する前に「鳥取県の美術館はこうありたい」という点数配分を持っていくというのが、審査員とこちらの想いが、ぴったり合うような事前の準備というのは非常に大事だと思うんです。例えば、電子カルテを考えた時に、「うちの病院は、地域性にこういう特徴があ

る。」ここは強化したいというときに、一般的な専門家を連れてきて、「電子カルテよく知っていますよ。落札方法も知っています。評価方法も知っている」と言っても、現場の、いわゆる鳥取県の美術館ということ、「こういう美術館でありたい」ということが、十分把握して、しかも審査するときに、点数が「そのとおりだな。こういう評価だから。だからここにこういう点数を入れるといい。」そういう段取りがなされるということが一番難しいんですけど、やられることが一番決定する上で、たとえば二つか三つ最後に残って検討するときに、「鳥取県の美術館はこんなところがあるだろう。これはこっちのほうがいいよね」という議論がしやすいよう仕様書みたいなものを作成するということが、非常に大事かなと思いますが、いかがでしょうか。そういうことができるでしょうか。

○田中理事監兼博物館長

審査会のメンバーを見ていただきたいのですけども、まず、そもそも美術館の基本構想を検討するところから、林田元文化庁長官はずっと委員として、その後の基本計画のときの座長をやってもらいましたし、今回の審査会の委員長も林田さんにやってもらっています。ずっとそういう思いとか、基本計画の内容のことだとかというのは、審査会の中での議論でも、始める前に丁寧に林田さんからも、折々そういう発言をいただいておりますし、それから委員にお願いするときも、当然に中身を説明しながら、そういうことも踏まえて委員に就任していただいていますし、もちろんその後の委員就任ですので、折々言っているわけではありませんが、一定程度それは踏まえていただいているなと思っております。それから、特に教育委員会の場で議論をして、基本構想の中に入れた美術ラーニングセンターの部分は、当然PFI事業者もその受け皿になるんですが、そこを中心にやるのは、学芸部門は県が直営で残すという形にしましたので、むしろそちらが負っている部分が多いので、県側がこういう動きをするということは、PFIでこういうものをするという実証方針だとか、その後の要求水準書の中にも、イメージ的に書いたりもしています。事業者側も、そういうことがあるんだということは、十分踏まえて提案してくると思いますし、およそできそうなことは、それぞれ埋め込みながらやってきているかなと思っています。

○中島委員

先の話になるんですけど、提案審査で事業者が決まって、それで、じゃあ具体的にこういうふうにしていきますよという時に、この教育委員会の場とのコミュニケーションはどういう感じになっていくんですか。

○田中理事監兼博物館長

そういう設定をしたいと望めば、実施方針の中にも、事業者として受けた後、また色々と県民との対話、県側との対話の場というのは、当然に対応するということを条件に書いておりますので、教育委員との議論についても当然設定ができるような形になります。

○中島委員

この間も未来中心に行ったんですけども、子どもとの関わりとか、近くの県から「あそこで美術を学ぶといいから」というので、県内だけじゃなくて、島根県、兵庫県北部ぐらいからもバスを連ねて学校から学びに来てくれるような施設にして、そういう子どもの賑わいで周囲の人を呼ぶみたいな感じとか、やっぱり改めて色々なことを考えていかないと、なかなか難しいだろうなということは思うんですね。ですので、これからの過程の中で、そういうコミュニケーションをしっかりできるといいかなと思います。

○田中理事監兼博物館長

未来中心の各施設とか、市の図書館とも連携の話をしてみます。例えば、倉吉の図書館でも年間30万人程度利用者がありますし、未来中心も21世紀梨博物館の年間来場者を含めれば、4、50万人の来館がありますので、そういう流動をどう観光面で取り組むか、図書館の部分では連携して図書の活用を支援していますので、そこにどう流れを生むかとか、そういったことを工夫していかなければいけないと思っています。

○佐伯委員

10ページのところの、作品環境の保全の三つ目「開館前の枯らし運転」というんですか。枯らしとは何でしょうか。

○田中理事監兼博物館長

これは専門用語で、建物を鉄筋コンクリートで造ると、コンクリートからガスが出るんです。そのガスを抜くために一程の期間放置するというか、置いておく期間が必要です。 それを「枯らし」という言い方を業界ではするようです。

○中島委員

一年間、エアコンを回しっ放しだそうですよ。

○田中理事監兼博物館長

段々と技術が進んで、最近はそうでもなくなってきているようですよ。ひと夏越さなきゃいけない。特に、夏にガスが沢山出ますので。

○山本教育長

その期間中に県民が利用できることってあり得るでしょうか。涼しくて快適であれば。

○田中理事監兼博物館長

あり得ると思います。

○佐伯委員

わかりました。ありがとうございます。

○若原委員

説明会は36社のうち、実際プロポーザルに応募してきそうなのは何社ぐらいですか。

○田中理事監兼博物館長

入札広告してみて、その後に意思表明してもらうんですけども、正直、こればっかりは はっきりわかりません。少なくとも数社が関心を持っておられますので、それなりの応募 はあろうかなと思います。

○若原委員

あんまり多いと、プレゼンをする時に、ものすごく時間がかかりますからね。

○田中理事監兼博物館長

普通の建築物の単純な設計とは違って、PFIでありますので、ちゃんと資金調達もできて、設計から建築まで全体で面倒がみられるということですので、そうむやみには。数は、おそらく一桁台だろうと思います。

○鱸委員

公開プレゼンテーションは、プロポーザルの手法の中で、すごく大きな意味のあるもの を選ぶ時には、こういうやり方を使うんだろうなとは思うんですけども、実際にはこれは 市民の方等も参加できるのですか。どの辺りまでが公開なのですか。

○田中理事監兼博物館長

実はなかなか難しさもあって、議会でも質問があったりしたんですが、これはただ単に 設計だけの公開プレゼンテーションであれば、結構あちこちで沢山やっていますが、PF Iの事業者を選定するという中で、公開でやるという前例はないんですね。

なぜそうなのかというと、事業者は色々な建設工法であるとか、あるいは資金調達のやり方やその中身、それこそ金利設定の中身は企業秘密なことが多いものですから、要するに公開すると、その企業秘密を晒すことになるので、非常に慎重で、事業者側からあった意見の中でも、そういう公開プレゼンは控えてほしいという意見が随分ありました。

ただ、何を公開するのかというところの工夫ですね。ただ単純に大雑把な外観を公開するとか、特に特徴として打ち出したいものは何かみたいなところだけをうたってもらうだけであれば、企業秘密でもないだろうなと。そのやり方は今、コンサルタントと一緒になって、どこまでができるのかを探っているところで、何でもかんでもは公開できない。どこまでが工夫してできるかというところです。

○鱸委員

公開の目的は、いわゆる「こういうものができますよ」ということを情報提供する意味なんですか。

○田中理事監兼博物館長

それもありますし、今まで鳥取県は何でも公開しながらやってきた。この美術館の議論もずっと公開で各委員会もやってきましたので、今更ここだけを非公開というのもなんですし、最大限許される公開できる範囲を、やはり県民にオープンにしながら進めていくんだというのが、基本スタンスだろうと思いますので、企業秘密や法的な制約の部分を何とかクリアできる範囲内で公開していくような姿にしたいと思っています。

○若原委員

公開の場は、プレゼンだけでなく、質疑の時間もでしょうか。

○田中理事監兼博物館長

その辺りのやり方は、何が引っかかって、何が引っかからないかをまだ色々と整理しているところですので。確信持って「こうだ」というのはまだ言えないところです。

○若原委員

どちらにしてもその後、また委員会がヒアリングを審査するわけですね。

○田中理事監兼博物館長

はい。ですから、審査会のヒアリングの前日程の部分で、プレゼンテーションを公開で やってもらおうかなという、ちょっと2段階でやろうかと思っております。

○鱸委員

そういうことですか。では、ヒアリングは個別に。

○田中理事監兼博物館長

ヒアリングは個別にクローズドでやるということです。

○若原委員

実際プレゼンのときに、模型などを持ってきたりということはあり得ますか。

○田中理事監兼博物館長

十分あり得ます。

○山本教育長

その他、いかがでしょうか。

○鱸委員

今回の事件があって、安全管理というところで、色々な話合いがなされたと思うんですが、今回の事件の特徴として、集団の中に加害者が入ってきたというそういう想定の中で、

どういう話が出たか、あるいはどういうところでまとまったかということを、ちょっとお聞きしたいです。いわゆる今までは、一般的な登下校の安全管理についての色々なところが積み上がってきたのだろうと思うんですが、今回の事件の特徴の中でかなり難しい問題があると思うんですが、どういうような課題と方策というようなところが。なかなか難しいので、方策までいかないということも考えられますが、どんな話が出たのでしょうか。

○住友体育保健課長

今回の川崎の事件への対応ということでは、なかなか事件は防げないので、一般論としては子どもの見守り体制の強化等ということになりました。ご存じのとおり、川崎の事件は財務省の職員を刺してから、自分の首を刺すまでの間に十数秒で、向こうを見て走りながら後ろから子どもたちを切りつけてというような事件ですので、そういったものはなかなか防げないということで、専門家の方にも「自分が死んでもいい」という思いで犯罪を行おうとするとなかなか防げないというような話も聞いています。具体的にこういった対策ができるかどうか分からないですけども、現在の安倍首相が関係閣僚会議の中で昨年6月に取りまとめた防犯プログラムのプランを拡充したかたちで、新たな対策をいま検討されているということです。去年の新潟の件は、下校中に小学生の女の子が友達と別れて一人になった時に、車でさらわれて殺害されたという事件なので、あの時は、スクールバス等を推奨するプランでした。それがまた見直しをされると聞いております。その具体的な対策が出てから検討ということになりますけれども、それまで警察と協力しながら、様々な見守りの体制の強化等を市町村へ働きかけていくということしかないということです。

○中島委員

今の話で4番の「青パトが不審者情報を流しながら巡視することも提案する」というのは、これは県教委担当課が提案するということですか。

○住友体育保健課長

そうですね。市町村防犯協会等が行う青パトにも、こういったことを提案していきたい と思っております。

○中島委員

不審者情報というのは、メールニュース等で流れるような、ああいう感じですか。あまり乱発すると、コミュニティの中で不審な人ばかりみたいな感じになって、気持ち悪い感じがするなと思うんですけど、そういう感じではないんですよね。

○住友体育保健課長

不審者情報も、軽いものから重いものまでありますので、そんなに広く注意喚起みたいなものはする必要がないかなと思っております。ただ最近、不審者というか、知らない人を不審者的に扱うような傾向もあったりします。

○中島委員

そういうことではないんですよね。

○若原委員

学校で、監視カメラというのはどの程度普及しているものですか。どの学校にもありますか。学校周辺を監視できるような。

○足羽教育次長

少ないと思います。

○若原委員

カメラは実際使わなくても抑止効果はある。

○山本教育長

なかなか難しい部分はありますが、一つ一つ、それまでよりはグレードアップしたということが必要かなと思うんですが、今回の小宮先生は犯罪学ですので、どちらかというと「こういう場所が狙われやすい」という観点で、そういったものをなくしていきましょうという視点ですので、「こちらよりもこちらのほうがやりやすい」ということがあるので、「こちらはやりにくいな」と思ってもらうような対応というものを考える。今回もバスを待つのに、一列になってきちんと整列して並んでいた部分が、後ろからばっと襲われたということですので、もっと後ろが元々守られているような場所で、前だけ見ておけばいいようなところでバスを待つとか、場所にもよりますけれども、そういう意味で南部町がこの度、場所をバス停から公共施設の中にというような観点かなと。色々な知見を入れながら取組んでいく必要があるかなと思います。

その他、いかがでしょうか。 (特になし) それでは、残りの報告事項については、時間の都合により説明を省略することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。何か委員から、これはということがありましたらお願いします。

○佐伯委員

すべての普通教室における空調設備設置を、今年度中に整備する予定とありますが。

○安養寺教育環境課長

夏までにというのは市部では間に合いませんので、年度内にということで、各市町村からは進めているということです。

○中島委員

これは全部、国からのお金でできるんですか。

○山本教育長

そうですね。交付金扱いで。持ち出しは、10、15パーセントくらいでしょうか。

○安養寺教育環境課長

そうですね。理論上は四分の三割で財政措置されて、市町村は26、7パーセントぐらいの負担になります。

○中島委員

では、県の負担はないんですね。

○山本教育長

市町村については、県の負担はありません。

○中島委員

高校はどうでしたか。

○山本教育長

元々100パーセントです。

○佐伯委員

こんなに一斉に行うと、エアコン自体が足りないとか、業者さんが手一杯という話も聞きますが、年度内にはできそうなんですね。

○安養寺教育環境課長

特に、県の工事ですけども、2月議会で知事が議会答弁の中で、市町村の整備を優先するために、県は遠慮することも考えたいということで、実際県有施設のエアコンを来年度に回しているのもあります。

○鱸委員

集中管理ですか。セントラルですると維持管理が大変ですね。

○足羽教育次長

各部屋で勝手に温度管理をしないようにということが主です。

○山本教育長

その他、いかがですか。よろしいでしょうか。(特になし)

それでは、以上で報告事項を終わります。その他、各委員から何かございましたら、発言をお願いします。(特になし)それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会します。 次回は7月17日午前10時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。(同意の声)それでは、以上で本日の日程を終了します。